



熊本県公報

号外 第 4 6 号
平成 26 年 10 月 14 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例		
○熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例	（人事課）	6
○熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	8
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	（財政課）	8
○熊本県税条例の一部を改正する条例	（税務課）	19
○熊本県民生委員定数条例	（健康福祉政策課）	19
○熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例	（健康危機管理課）	20
○熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例	（高齢者支援課）	21
○熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	（ 〃 ）	27
○熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例	（子ども未来課）	28
○熊本県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	34
○熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	35
○熊本県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	36
○熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例等の一部を改正する条例	（子ども家庭福祉課）	36
○熊本県薬事審議会設置条例等の一部を改正する条例	（薬務衛生課）	37
○熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例	（高校教育課）	37
○熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	38
○熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	38

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例

1 職員の配偶者同行休業に関し、必要な事項を定めることとした。

(1) 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で配偶者同行休業を承認することができることとした。（第 2 条関係）

(2) 配偶者同行休業の承認に係る期間は、3 年とすることとした。（第 3 条関係）

(3) 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由を定めることとした。（第 4 条関係）

(4) 配偶者同行休業の申請は、休業しようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が外国に滞在する事由を明らかにしてしなければならないこととした。（第 5 条関係）

(5) 配偶者同行休業をしている職員は、(2)に掲げる期間を超えない範囲内において、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができることとした。（第 6 条関係）

(6) 配偶者同行休業の承認の取消事由を定めることとした。（第 7 条関係）

(7) 配偶者同行休業をしている職員は、配偶者が死亡した等の場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならないこととした。（第 8 条関係）

(8) 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用（第 9 条関係）

ア 任命権者は、職員から配偶者同行休業の申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難である

と認めるときは、次に掲げる任用のいずれかを行うことができることとした。
（(ア)に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができないこととした。）

- (ア) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
 - (イ) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用
 - イ 任命権者は、アの規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならないこととした。
 - ウ 任命権者は、アの規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新できることとした。
 - (9) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号級については、部内の他の職員との均衡上必要があると認められる範囲内において、必要な調整を行うことができることとした。（第10条関係）
 - (10) 配偶者同行休業をした期間に係る熊本県職員等退職手当支給条例の規定の適用については、その期間を在職期間から除算することとした。（第11条関係）
- 2 この条例は、平成27年1月1日から施行することとした。
- 3 この条例の制定に伴い、次に掲げる条例の関係規定を整備することとした。
- (1) 熊本県警察職員定数条例（第4条関係）
 - (2) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（第14条の5、第14条の6関係）
 - (3) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第18条の4、第18条の5関係）
 - (4) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（第2条、第10条関係）
 - (5) 熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（第3条関係）
 - (6) 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（第26条、第26条の2関係）

◇熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

- 1 人事行政の運営の状況に関し、任命権者が知事に報告しなければならない事項に、職員の休業の状況を加えることとした。（第3条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 改正後の第3条の規定は、平成26年度以後の年度における人事行政の運営の状況に関して行う報告について適用することとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに次の手数料を設けることとした。（第2条関係）
 - (1) 再生医療等製品に係るもの
 - ア 再生医療等製品販売業許可申請手数料 29,200円
 - イ 再生医療等製品販売業許可更新申請手数料 11,300円
 - ウ 再生医療等製品販売業許可証書換え交付手数料 2,100円
 - エ オ 再生医療等製品製造販売業許可申請手数料 2,900円
 - カ キ ク 再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料 155,300円
 - ク ケ コ 再生医療等製品製造販売業許可証書換え交付手数料 125,900円
 - ク ケ コ 再生医療等製品製造販売業許可証再交付手数料 2,100円
 - ク ケ コ 再生医療等製品製造販売業許可証再交付手数料 2,900円
 - (2) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録に係るもの
 - ア 医療機器製造業登録申請手数料 37,600円
 - イ 体外診断用医薬品製造業登録申請手数料 37,600円
 - ウ エ オ 医療機器製造業登録更新申請手数料 24,800円
 - ウ エ オ 体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料 24,800円
 - オ 医療機器又は体外診断用医薬品製造業登録証書換え交付手数料 2,100円
 - カ 医療機器又は体外診断用医薬品製造業登録証再交付手数料 2,900円
- 2 次の手数料を廃止することとした。（第2条関係）
 - (1) 医薬品の販売先等変更許可申請手数料
 - (2) 医薬品製造業許可申請手数料（体外診断用医薬品に係るもの）
 - (3) 医療機器製造業許可申請手数料
 - (4) 医薬品製造業許可更新申請手数料（体外診断用医薬品に係るもの）
 - (5) 医療機器製造業許可更新申請手数料
 - (6) 医薬品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料（体外診断用医薬品に係るもの）
 - (7) 医療機器製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料
 - (8) 医療機器製造販売承認申請手数料
 - (9) 医療機器製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
 - (10) 医薬品等適合性調査申請手数料（体外診断用医薬品及び医療機器に係るものに限る。）

- 3 その他規定の整理を行うこととした。(第2条、別表第19の2関係)
- 4 この条例は、平成26年11月25日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。
- 6 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部改正
この条例による手数料の新設等に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。(別表第1関係)

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 個人の事業税及び不動産取得税に係る徴収金のコンビニエンスストアにおける収納について、関係規定を整備することとした。(第6条関係)
- 2 マンション敷地売却組合の県民税について、収益事業課税とすることとした。(第26条関係)
- 3 この条例は、平成26年12月24日から施行することとした。ただし、1の規定は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県民生委員定数条例

- 1 民生委員の定数を市町村(熊本市を除く。)の区域ごとに定めることとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 条例の対象である社会福祉施設等に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する幼保連携型認定こども園を加えることとした。(第2条関係)
- 2 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条関係)
- 3 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行することとした。ただし、第2条第4号キの改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

- 1 指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件について定めることとした。(第3条関係)
- 2 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準について定めることとした。(第5条、第6条関係)
- 3 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準について定めることとした。(第7条一第32条関係)
- 4 基準該当居宅介護支援に関する基準について定めることとした。(第33条関係)
- 5 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。(附則第2項関係)

◇熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる条例における入居者の処遇の状況等に関する記録の保存期間を2年間から5年間に変更することとした。
 - (1) 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
 - (2) 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
 - (3) 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
 - (4) 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
 - (5) 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
 - (6) 熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
 - (7) 熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
 - (8) 熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例

- 1 幼保連携型認定こども園の学級の編成並びに職員及びその員数に関する基準について定めることとした。(第4条一第6条関係)
- 2 幼保連携型認定こども園の設備に関する基準について定めることとした。(第7条一第11条関係)
- 3 幼保連携型認定こども園の運営に関する基準について定めることとした。(第

- 1 2 条一第 2 7 条関係)
- 4 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。（附則第2条一附則第4条関係）

◇熊本県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準の全部改正を踏まえ、次のとおり規定の整備を行うこととした。
 - (1) 認定こども園には、満3歳以上満4歳未満の子どもに対しおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもに対しおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならないこととした。（第3条関係）
 - (2) 認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う子どもの数が20人に満たない場合は、調理室を設けないことができるものとする事とした。この場合において、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を設けなければならないこととした。（第5条関係）
 - (3) 認定こども園に対する公正な選考に関する基準を廃止することとした。（第12条関係）
- 3 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正を踏まえ、次のとおり規定の整備を行うこととした。
 - (1) 児童福祉施設の長は、保育の提供、児童福祉法第24条第5項に規定する措置又は同条第6項の措置の解除又は停止その他の必要な手続をとる必要があると健康診断をした医師が認める場合にはその旨の勧告をするよう求めなければならないものとする事とした。（第14条関係）
 - (2) 保育所は、施設の運営に関する事項に関する規程を定めなければならないものとする事とした。（第16条関係）
 - (3) 保育所において保育室等を4階以上に設置する場合の避難用の設備の基準を見直す事とした。（第44条関係）
 - (4) 認定こども園である保育所における従業者の配置の基準を廃止することとした。（第46条関係）
 - (5) 私立認定保育所に対する公正な選考に関する基準を廃止することとした。（第51条関係）
 - (6) 保育所の利用料に関する基準を廃止することとした。（第52条関係）
 - (7) 特例幼保連携保育所に係る特例基準を廃止することとした。（附則第3条関係）
- 2 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第43条、第117条関係）
- 3 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行することとした。ただし、第43条及び第117条第2項の改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する審議会その他の合議制の機関とすることとした。（第1条関係）
- 2 会議の所掌事務に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事務を処理することを加えることとした。（第2条関係）
- 3 会議は、部会の議決をもって会議の議決とすることができることとした。（第6条関係）
- 4 会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第9条に規定する準備行為のうち同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項の規定によりその権限に属せられた事項に係る事務を処理することができることとした。この場合において、会議は、

その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができることとした。(附則第2項関係)

- 5 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、第5条第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例の一部改正【第1条】
母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第2条関係)
- 2 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正【第2条】
母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- 3 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正【第3条】
父子福祉資金貸付金の貸付けに係る知事に対する申請の受付に関する事務を新たに市町村に移譲することとした。(別表関係)
- 4 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部改正【第4条】
母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(別表第2関係)
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第3条の規定は、平成26年11月1日から施行することとした。

◇熊本県薬事審議会設置条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県薬事審議会設置条例の一部改正【第1条】
薬事法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第1条関係)
- 2 熊本県少年保護育成条例の一部改正【第2条】
薬事法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第4条関係)
- 3 熊本県食の安全安心推進条例の一部改正【第3条】
薬事法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第2条、第17条関係)
- 4 熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正【第4条】
薬事法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第19条関係)
- 5 この条例は、平成26年11月25日から施行することとした。

◇熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例

- 1 育英資金の延滞利息の利率を6月につき5パーセントから6月につき2.5パーセントに改めることとした。(第13条関係)
- 2 その他規定の整備を行うこととした。(第10条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第10条及び第13条の規定は、平成26年4月1日以後の期間に対応する延滞利息について適用することとした。
- 4 平成26年3月31日以前の期間に対応する延滞利息については、なお従前の例によることとした。

◇熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金の延滞金の利率を年10.95パーセントから年5パーセントに改めることとした。(第11条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条第1項の規定は、平成26年4月1日以後の期間に対応する延滞金について適用することとした。
- 3 平成26年3月31日以前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によることとした。

◇熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 通学支援奨学金の延滞利息の利率を6月につき5パーセントから6月につき2.5パーセントに改めることとした。(第10条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第10条の規定は、平成26年4月1日以後の期間に対応する延滞利息について適用することとした。
- 3 平成26年3月31日以前の期間に対応する延滞利息については、なお従前の例によることとした。

条 例

熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。
平成26年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第50号
熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、熊本県の一般職の職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」と総称する。）の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。第9条第2項及び第3項を除き、以下同じ。）が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、次条に規定する期間を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 第2条の規定による申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をしようとする職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、第2条の規定による申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長しようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 任命権者は、前項の規定による申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

3 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者同行休業をしている職員の当該配偶者同行休業に係る配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は当該配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなつたこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業の承認を受けることとなつたこと。
- (3) 前2号に掲げる事由のほか、人事委員会規則で定める事由

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者同行休業をしている職員の当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者同行休業をしている職員の当該配偶者同行休業に係る配偶者が当該職員の配偶者でなくなつた場合

- (3) 配偶者同行休業をしている職員の当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号に掲げる事由に該当することとなった場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、人事委員会規則で定める場合
- 2 任命権者は、前項の規定による届出をした職員に対して、当該届出について確認するため必要があると認められる書類の提出を求めることができる。
(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)
- 第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。
 - (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
 - (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 2 任命権者は、前項の規定により任期を定めた職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合においては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。
- 4 第2項の規定は、前項前段の規定により任期を更新する場合について準用する。
(職務復帰後における号給の調整)
- 第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50の以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に定めた日及びその日後における最初の職員に準じてその号給を調整することができる。
- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その者の号給を調整することができる。
(退職手当の取扱い)
- 第11条 熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）第6条の3第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の3第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。
- 2 配偶者同行休業をした期間についての熊本県職員等退職手当支給条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。
附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
(熊本県警察職員定数条例の一部改正)
- 2 熊本県警察職員定数条例（昭和29年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。
 - 第4条第1項に次の1号を加える。
 - (8) 熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号）第2条の規定により配偶者同行休業の承認を受けている職員
- 3 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年熊本県条例第40号）の一部を次のように改正する。
 - 第14条の5中「職員が3年を超えない範囲内において、大学等課程の履修（大学その他の教育施設の課程の履修をいう。）又は国際貢献活動（国際協力の促進に資する外国内における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）のうち職員として参加することが適当であると認められるものに参加する発給をいう。）のための休業をすること」を「法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業」に、「この項」を「この条」に改め、同条の次に次の1条を加える。
 - (配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)
 - 第14条の6 配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下この条において同じ。）の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。
(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 4 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第18条の4中「職員が3年を超えない範囲内において、大学等課程の履修（大学その他の教育施設の課程の履修をいう。）又は国際貢献活動（国際協力の促進に資する外国における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）のうち職員として参加することとをいう。）のうちの職員とすることを「地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）
 第18条の5 配偶者同行休業（地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下この条において同じ。）の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

5 （熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号）

第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第10条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

6 （熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正）
 熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項に次の1号を加える。

(7) 地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業をした期間

7 （熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）
 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第26条中「職員が3年を超えない範囲内において、大学等課程の履修（大学その他の教育施設の課程の履修をいう。）又は国際貢献活動（国際協力の促進に資する外国における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）のうち職員として参加することとをいう。）のうちの職員とすることを「地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）
 第26条の2 配偶者同行休業（地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下この条において同じ。）の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第51号

熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
 熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年熊本県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業の状況

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成26年度以後の年度における人事行政の運営の状況に関し行う報告から適用する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第52号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例
 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第420号中「薬事法（昭和35年法律第145号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項及び別表第19の2において「医薬品医療機器等法」という。）に改め、同項第421号から第423号までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同項第

2 条第1項に規定する医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付
 第2条第1項第4号に規定する医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付
 (440)の2 項(第3号に規定する医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付)
 又は第2項(第3号に規定する医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付)
 第13条第1項第3号に規定する医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付
 (440)の3 項(第3号に規定する医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付)
 の規定に基づく医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付
 業許可の一種医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付
 (440)の4 項(第3号に規定する医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付)
 の規定に基づく医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付
 業許可の二種医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付
 (440)の5 項(第3号に規定する医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付)
 の規定に基づく医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付
 の許可(医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可)の申請に對する審査
 申請に對する特別審査
 医薬部外品製造販売業許可申請手数料(特別審査対象医薬部外品) 98,200
 円
 (440)の6 項(第3号に規定する医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付)
 の規定に基づく医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付
 業許可(特別審査対象医薬部外品製造販売業許可申請手数料(特別審査対象医薬部外品) 74,700
 円
 (440)の7 項(第3号に規定する医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付)
 の規定に基づく医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付
 業許可の申請に對する審査
 化粧品製造販売業許可申請手数料 74,700円を「医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付」
 第2条第1項第4号に規定する医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付
 8 0 第2項(第3号に規定する医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付)
 に、第442号中「薬事法施行令第80条」を「医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付」
 第1号に係る部分に限り、同項第443号を次のように改め、
 (443) 削除
 第2条第1項第4号に規定する医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付
 8 0 第2項(第3号に規定する医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付)
 に、製造販売業許可(特別審査対象医薬部外品製造販売業許可)の申請に對する審査
 同項第445号中「薬事法施行令第80条」を「医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付」
 項(第1号に係る部分に限り、同項第446号中「薬事法施行令第80条」を「医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付」
 部外品製造販売業許可(特別審査対象医薬部外品製造販売業許可)の申請に對する審査
 4 4 6 号中「薬事法施行令第80条」を「医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付」
 1 号に係る部分に限り、同項第447号を次のように改め、
 (447) から(449)まで 削除
 第2条第1項第450号から第477号の11までを次のように改める。
 (450) 医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可(医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可)の申請に對する審査
 規定に基づく医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可(医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可)の申請に對する審査
 6 年厚生省令第1号。以下この項及び別表第19の2に掲げるもの
 施行規則」という。)第26条第1項第3号に掲げるもの
 申請に對する審査
 医薬品製造業許可申請手数料(医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可) 87,300円
 (451) 医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可(医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可)の申請に對する審査
 規定に基づく医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可(医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可)の申請に對する審査
 医薬品製造業許可申請手数料(医薬品、化粧品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可) 87,300円

- 66,800円
- (452) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品の製造業の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査
 医薬品製造業許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号) 31,900円
- (453)から(455)まで 削除
- (456) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬部外品の製造業の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査
 医薬部外品製造業許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号) 87,300円
- (457) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬部外品の製造業の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査
 医薬部外品製造業許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号) 43,100円
- (458) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬部外品の製造業の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査
 医薬部外品製造業許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号) 31,900円
- (459) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する化粧品の製造業の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査
 化粧品製造業許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号) 43,100円
- (460) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する化粧品の製造業の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第2号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査
 化粧品製造業許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第2号) 31,900円
- (461)から(468)まで 削除
- (469) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第3項に規定する医薬品の製造業の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第3号に掲げるものに係るものに限る。)の更新の申請に対する審査
 医薬品製造業許可更新申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第3号) 56,700円
- (470) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第3項に規定する医薬品の製造業の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に掲げるものに係るものに限る。)の更新の申請に対する審査
 医薬品製造業許可更新申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号) 42,400円
- (471) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第3項に規定する医薬品の製造業の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に掲げるものに係るものに限る。)の更新の申請に対する審査
 医薬品製造業許可更新申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号) 21,400円
- (472)から(474)まで 削除
- (475) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第3項に規定する医薬部外品の製造業の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に掲げるものに係るものに限る。)の更新の申請に対する審査
 医薬部外品製造業許可更新申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号) 56,700円
- (476) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第3項に規定する医薬部外品の製造業の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に掲げるものに係るものに限る。)の更新の申請に対する審査

- 医薬部外品製造業許可更新申請手数料（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号） 28,200円
- (477)の2 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第3項に規定する医薬部外品の製造業の許可（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に掲げるもの）の更新の申請に対する審査
 医薬部外品製造業許可更新申請手数料（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号） 21,400円
- (477)の3 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第3項に規定する化粧品の製造業の許可（医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号に掲げるもの）の更新の申請に対する審査
 化粧品製造業許可更新申請手数料（医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号） 28,200円
- (477)の4 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第3項に規定する化粧品の製造業の許可（医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第2号に掲げるもの）の更新の申請に対する審査
 化粧品製造業許可更新申請手数料（医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第2号） 21,400円
- (477)の5 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する医薬品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第3号に掲げるもの）の申請に対する審査
 医薬品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第3号） 72,100円
- (477)の6 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する医薬品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に掲げるもの）の申請に対する審査
 医薬品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号） 51,200円
- (477)の7 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する医薬品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に掲げるもの）の申請に対する審査
 医薬品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号） 25,400円
- (477)の8 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する医薬部外品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に掲げるもの）の申請に対する審査
 医薬部外品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号） 72,100円
- (477)の9 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する医薬部外品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に掲げるもの）の申請に対する審査
 医薬部外品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号） 35,700円
- (477)の10 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する医薬部外品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に掲げるもの）の申請に対する審査
 医薬部外品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号） 25,400円
- (477)の11 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可（医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号に掲げるもの）の申請に対する審査
 化粧品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料（医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号） 35,700円
- (477)の12 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可（医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第2号に掲げるもの）の申請に対する審査
 化粧品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料（医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第2号） 25,400円

造販売業許可の更新の申請に對する審査
 第二種医療機器の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 (477)の27 基づく医療機器の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 第三種医療機器の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 (477)の28 基づく医療機器の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 体外診断用医薬品の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 (477)の29 基づく医療機器の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 体外診断用医薬品の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 (477)の30 基づく医療機器の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 体外診断用医薬品の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 (477)の31 基づく医療機器の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 体外診断用医薬品の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 (477)の32 基づく医療機器の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 体外診断用医薬品の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 (477)の33 基づく医療機器の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 体外診断用医薬品の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 (477)の34 基づく医療機器の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 体外診断用医薬品の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 (477)の35 基づく医療機器の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 体外診断用医薬品の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 (477)の36 基づく医療機器の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 体外診断用医薬品の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 (477)の37 基づく医療機器の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 体外診断用医薬品の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 (477)の38 基づく医療機器の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 体外診断用医薬品の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 (477)の39 基づく医療機器の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 体外診断用医薬品の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 (477)の40 基づく医療機器の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 体外診断用医薬品の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 (477)の41 基づく医療機器の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 体外診断用医薬品の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 (477)の42 基づく医療機器の製造販売業許可の更製製造の製造機器等
 体外診断用医薬品の製造販売業許可の更製製造の製造機器等

の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査
 再生医療等製品の製造販売業許可申請手数料 155,300円
 (477)の43 医薬品医療機器等法施行令第80条第4項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第2項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査
 再生医療等製品の製造販売業許可更新申請手数料 125,900円
 (477)の44 医薬品医療機器等法施行令第80条第4項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第43条の4第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付
 再生医療等製品の製造販売業許可証書換え交付手数料 2,100円
 (477)の45 医薬品医療機器等法施行令第80条第4項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第43条の5第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付
 再生医療等製品の製造販売業許可証再交付手数料 2,900円

別表第19の2を次のように改める。
 別表第19の2(第2条第1項第477号の20関係)

区分		金額
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第9項の承認を受けようとするとき受ける同条第6項の調査	(1) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第3号に規定する無菌医薬品(以下この表において「無菌医薬品」という。)に係る調査(3)及び(7)に掲げる調査を除く。)	47,200円
	(2) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第1号から第3号までに掲げる医薬品以外の医薬品(以下この表において「一般医薬品」という。)に係る調査(3)及び(7)に掲げる調査を除く。)	32,500円
	(3) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に規定する包装、表示又は保管のみを行う医薬品の製造工程に係る調査	15,200円
	(4) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に規定する無菌医薬部外品(以下この表において「無菌医薬部外品」という。)に係る調査(6)及び(7)に掲げる調査を除く。)	47,200円
	(5) 無菌医薬部外品以外の医薬部外品(以下この表において「一般医薬部外品」という。)に係る調査(6)及び(7)に掲げる調査を除く。)	32,500円
	(6) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に規定する包装、表示又は保管のみを行う医薬部外品の製造工程に係る調査	15,200円
	(7) 無菌医薬品若しくは一般医薬品又は無菌医薬部外品若しくは一般医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設で行う場合(他に委託して行う場合を含む。)における当該施設に係る調査	15,200円
2 医薬品医療機器等法第14条第6項に規定する期間を経過するご	(1) 無菌医薬品に係る調査(3)及び(7)に掲げる調査を除く。)	100,500円(調査を受ける品目(以下この表において「調査品目」という。)の数が2以上である場合にあっては、100,500円に1を

とに受ける 同項の調査		超える調査品目の数に2, 000円を乗じて得た金額を加算した金額)
	(2) 一般医薬品に係る調査 ((3)及び(7)に掲げる調査を除く。)	70, 600円 (調査品目の数が2以上である場合にあっては、70, 600円に1を超える調査品目の数に1, 000円を乗じて得た金額を加算した金額)
	(3) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に規定する包装、表示又は保管のみを行う医薬品の製造工程に係る調査	30, 600円 (調査品目の数が2以上である場合にあっては、30, 600円に1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額)
	(4) 無菌医薬部外品に係る調査 ((6)及び(7)に掲げる調査を除く。)	100, 500円 (調査品目の数が2以上である場合にあっては、100, 500円に1を超える調査品目の数に2, 000円を乗じて得た金額を加算した金額)
	(5) 一般医薬部外品に係る調査 ((6)及び(7)に掲げる調査を除く。)	70, 600円 (調査品目の数が2以上である場合にあっては、70, 600円に1を超える調査品目の数に1, 000円を乗じて得た金額を加算した金額)
	(6) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に規定する包装、表示又は保管のみを行う医薬部外品の製造工程に係る調査	30, 600円 (調査品目の数が2以上である場合にあっては、30, 600円に1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額)
	(7) 無菌医薬品若しくは一般医薬品又は無菌医薬部外品若しくは一般医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設で行う場合 (他に委託して行う場合を含む。) における当該施設に係る調査	30, 600円 (調査品目の数が2以上である場合にあっては、30, 600円に1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額)
3 医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外	(1) 無菌医薬品に係る調査 ((3)及び(7)に掲げる調査を除く。)	47, 200円
	(2) 一般医薬品に係る調査 ((3)及び(7)に掲げる調査を除く。)	32, 500円
	(3) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に規定する包装、表示又は保管のみを行う医薬品の製造工程に係	15, 200円

品を製造しようとするときに受ける同項の調査	る調査	
	(4) 無菌医薬部外品に係る調査（(6)及び(7)に掲げる調査を除く。）	47,200円
	(5) 一般医薬部外品に係る調査（(6)及び(7)に掲げる調査を除く。）	32,500円
	(6) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に規定する包装、表示又は保管のみを行う医薬部外品の製造工程に係る調査	15,200円
	(7) 無菌医薬品若しくは一般医薬品又は無菌医薬部外品若しくは一般医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設で行う場合（他に委託して行う場合を含む。）における当該施設に係る調査	15,200円
4 医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する期間を経過するごとに受ける同項の調査	(1) 無菌医薬品に係る調査（(3)及び(7)に掲げる調査を除く。）	100,500円（調査品目の数が2以上である場合にあっては、100,500円に1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た金額を加算した金額）
	(2) 一般医薬品に係る調査（(3)及び(7)に掲げる調査を除く。）	70,600円（調査品目の数が2以上である場合にあっては、70,600円に1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額）
	(3) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に規定する包装、表示又は保管のみを行う医薬品の製造工程に係る調査	30,600円（調査品目の数が2以上である場合にあっては、30,600円に1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額）
	(4) 無菌医薬部外品に係る調査（(6)及び(7)に掲げる調査を除く。）	100,500円（調査品目の数が2以上である場合にあっては、100,500円に1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た金額を加算した金額）
	(5) 一般医薬部外品に係る調査（(6)及び(7)に掲げる調査を除く。）	70,600円（調査品目の数が2以上である場合にあっては、70,600円に1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額）
	(6) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に規定する包装、表示又は保管のみを行う医薬部外品の製造工程	30,600円（調査品目の数が2以上である場合にあっては、30,6

に係る調査	00円に1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額)
(7) 無菌医薬品若しくは一般医薬品又は無菌医薬部外品若しくは一般医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設で行う場合(他に委託して行う場合を含む。)における当該施設に係る調査	30,600円(調査品目の数が2以上である場合にあっては、30,600円に1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

3 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。別表第1手数料の項第387号を次のように改める。

別表第1手数料の項	387 削除
別表第1手数料の項	第390号の4及び第390号の5を次のように改める。
390の4	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料
390の5	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料
別表第1手数料の項	第390号の5の次に次の4号を加える。
390の6	再生医療等製品販売業許可申請手数料
390の7	再生医療等製品販売業許可更新申請手数料
390の8	薬局開設許可証書換え交付手数料
390の9	薬局開設許可証再交付手数料
別表第1手数料の項	第391号から第394号までを次のように改める。
391	医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品販売業許可証書換え交付手数料
392	医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品販売業許可証再交付手数料
393及び394	削除
別表第1手数料の項	第396号から第402号までを次のように改める。
396	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料
397	薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料
398	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
399	医薬品、医薬部外品又は化粧品製造販売業許可証書換え交付手数料
400	医薬品、医薬部外品又は化粧品製造販売業許可証再交付手数料
401	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料
402	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料
別表第1手数料の項	第402号の次に次の6号を加える。
402の2	医薬品、医薬部外品又は化粧品製造業許可証書換え交付手数料
402の3	医薬品、医薬部外品又は化粧品製造業許可証再交付手数料
402の4	第一種医薬品製造販売業許可申請手数料
402の5	第二種医薬品製造販売業許可申請手数料
402の6	医薬部外品製造販売業許可申請手数料
402の7	化粧品製造販売業許可申請手数料
別表第1手数料の項	第405号を次のように改める。
405	削除
別表第1手数料の項	第408号から第410号までを次のように改める。
408から410まで	削除
別表第1手数料の項	第412号を次のように改める。
412	削除
別表第1手数料の項	第415号から第420号までを次のように改める。
415から420まで	削除
別表第1手数料の項	第422号を次のように改める。
422	削除
別表第1手数料の項	第425号から第428号の2までを次のように改める。
425及び426	削除
427	医薬品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料
428	医薬部外品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料

別表第1号	428の2	化粧品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料	同項第428号の3	化粧品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料	同項第428号の5
別表第1号	428の5	薬局製造販売医薬品等以外医薬品製造販売承認申請手数料	同項第428号の6	薬局製造販売医薬品等以外医薬品製造販売承認申請手数料	同項第428号の9
別表第1号	428の9	薬局製造販売医薬品等以外医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	同項第428号の10	薬局製造販売医薬品等以外医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	同項第428号の11
別表第1号	428の11	医薬品等適合性調査申請手数料	同項第428号の12	医薬品等適合性調査申請手数料	同項第428号の13
別表第1号	428の12	第一種医療機器製造販売業許可申請手数料	同項第428号の13	第一種医療機器製造販売業許可申請手数料	同項第428号の14
別表第1号	428の13	第二種医療機器製造販売業許可申請手数料	同項第428号の14	第二種医療機器製造販売業許可申請手数料	同項第428号の15
別表第1号	428の14	第三種医療機器製造販売業許可申請手数料	同項第428号の15	第三種医療機器製造販売業許可申請手数料	同項第428号の16
別表第1号	428の15	体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料	同項第428号の16	体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料	同項第428号の17
別表第1号	428の16	第一種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	同項第428号の17	第一種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	同項第428号の18
別表第1号	428の17	第二種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	同項第428号の18	第二種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	同項第428号の19
別表第1号	428の18	第三種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	同項第428号の19	第三種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	同項第428号の20
別表第1号	428の19	体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料	同項第428号の20	体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料	同項第428号の21
別表第1号	428の20	医療機器又は体外診断用医薬品製造販売業許可証書換え交付手数料	同項第428号の21	医療機器又は体外診断用医薬品製造販売業許可証書換え交付手数料	同項第428号の22
別表第1号	428の21	医療機器又は体外診断用医薬品製造販売業許可証再交付手数料	同項第428号の22	医療機器又は体外診断用医薬品製造販売業許可証再交付手数料	同項第428号の23
別表第1号	428の22	医療機器製造業登録申請手数料	同項第428号の23	医療機器製造業登録申請手数料	同項第428号の24
別表第1号	428の23	体外診断用医薬品製造業登録申請手数料	同項第428号の24	体外診断用医薬品製造業登録申請手数料	同項第428号の25
別表第1号	428の24	医療機器製造業登録更新申請手数料	同項第428号の25	医療機器製造業登録更新申請手数料	同項第428号の26
別表第1号	428の25	体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料	同項第428号の26	体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料	同項第428号の27
別表第1号	428の26	医療機器又は体外診断用医薬品製造業登録証書換え交付手数料	同項第428号の27	医療機器又は体外診断用医薬品製造業登録証書換え交付手数料	同項第428号の28
別表第1号	428の27	医療機器又は体外診断用医薬品製造業登録証再交付手数料	同項第428号の28	医療機器又は体外診断用医薬品製造業登録証再交付手数料	同項第428号の29
別表第1号	428の28	医療機器修理業許可申請手数料	同項第428号の29	医療機器修理業許可申請手数料	同項第428号の30
別表第1号	428の29	医療機器修理業許可更新申請手数料	同項第428号の30	医療機器修理業許可更新申請手数料	同項第428号の31
別表第1号	428の30	医療機器修理業修理区分変更又は追加許可申請手数料	同項第428号の31	医療機器修理業修理区分変更又は追加許可申請手数料	同項第428号の32
別表第1号	428の31	医療機器修理業許可証書換え交付手数料	同項第428号の32	医療機器修理業許可証書換え交付手数料	同項第428号の33
別表第1号	428の32	医療機器修理業許可証再交付手数料	同項第428号の33	医療機器修理業許可証再交付手数料	同項第428号の34
別表第1号	428の33	再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	同項第428号の34	再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	同項第428号の35
別表第1号	428の34	再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料	同項第428号の35	再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料	同項第428号の36
別表第1号	428の35	再生医療等製品製造販売業許可証書換え交付手数料	同項第428号の36	再生医療等製品製造販売業許可証書換え交付手数料	同項第428号の37
別表第1号	428の36	再生医療等製品製造販売業許可証再交付手数料	同項第428号の37	再生医療等製品製造販売業許可証再交付手数料	同項第428号の38

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年10月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第53号

熊本県税条例の一部を改正する条例
熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。
第6条第2項中「かかわらず、」の次に「個人の事業税、不動産取得税及び」を加える。
第26条第5項中「マンション建替組合」の次に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

附 則

この条例は、平成26年12月24日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県民生委員定数条例をここに公布する。
平成26年10月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第54号

熊本県民生委員定数条例
民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項に規定する条例で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

市町村の区域	民生委員の定数
八代市の区域	321人
人吉市の区域	99人
荒尾市の区域	102人
水俣市の区域	76人
玉名市の区域	148人
天草市の区域	304人
山鹿市の区域	150人
菊池市の区域	109人
宇土市の区域	70人
上天草市の区域	97人
宇城市の区域	149人
阿蘇市の区域	86人
合志市の区域	97人
下益城郡美里町の区域	36人
玉名郡玉東町の区域	16人
玉名郡和水町の区域	33人
玉名郡南関町の区域	27人
玉名郡長洲町の区域	37人
菊池郡大津町の区域	56人
菊池郡菊陽町の区域	61人
阿蘇郡南小国町の区域	14人
阿蘇郡小国町の区域	25人
阿蘇郡産山村の区域	6人
阿蘇郡高森町の区域	29人
阿蘇郡南阿蘇村の区域	33人
阿蘇郡西原村の区域	15人
上益城郡御船町の区域	46人
上益城郡嘉島町の区域	21人
上益城郡益城町の区域	62人
上益城郡甲佐町の区域	33人
上益城郡山都町の区域	64人
八代郡氷川町の区域	37人
葦北郡芦北町の区域	65人
葦北郡津奈木町の区域	15人
球磨郡錦町の区域	30人
球磨郡あさぎり町の区域	43人
球磨郡多良木町の区域	32人
球磨郡湯前町の区域	14人
球磨郡水上村の区域	11人
球磨郡相良村の区域	16人
球磨郡五木村の区域	10人
球磨郡山江村の区域	16人
球磨郡球磨村の区域	18人
天草郡苓北町の区域	26人

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部

を改正する条例をここに公布する。
平成26年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第55号

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成16年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。
第2条第4号キ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に、「母子休養ホーム」を「母子・父子休養ホーム」に改め、同号サ中「その他」を削り、「コまで」を「サまでに掲げる施設のほか、これら」に、「規則」を「規則」に、「もの」を「施設」に改め、同号サを同号シとし、同号コの次に次のように加える。
サ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園

附 則
この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、第2条第4号キの改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第56号

熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第3章 運営に関する基準（第7条—第32条）
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

附 則

第1章 総則
（趣旨）
第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項及び第2項並びに第47条第1項第1号並びに第79条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件を定めるものとする。

（定義）
第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（申請者の要件）
第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（基本方針）
第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、可能な限り、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合かつ効率的に提供されるように配慮して行われなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準
（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（次条第2項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。）を置かななければならない。

2 前項の員数の基準は、利用者の数35又は35に満たない端数ごとに1とする。

（管理者）
第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置か

申込者の意思を踏まえて、要介護認定
 2 指受けて、当該申請日におけるか
 3 指受けて、当該申請日におけるか
 第1身は、当該書類を提出し、
 第13条を指し、居宅介護支援事業
 2 域の指定は、当該居宅介護支援
 3 域の指定は、当該居宅介護支援
 第14条を指し、居宅介護支援事業
 第15条を指し、居宅介護支援事業
 2 域の指定は、当該居宅介護支援
 第16条を指し、居宅介護支援事業
 (1) 指定居宅介護支援事業所の管
 (2) 指定居宅介護支援の提供に当た
 (3) 介護支援専門員は、居宅サービ
 (4) 介護支援専門員は、居宅サービ
 (5) 介護支援専門員は、居宅サービ
 (6) 介護支援専門員は、居宅サービ
 (7) 介護支援専門員は、居宅サービ
 (8) 介護支援専門員は、居宅サービ

に必要措置を講じなければならない。

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。利用者又はその家族の秘密を漏らすことにより、利用者又はその家族の個人情報に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該利用者又はその家族の個人情報に支障を及ぼすおそれがあることを利用者に説明し、利用者の同意を得なければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽の記載又は誇大なものであることではない。

(居宅サービス事業等に関する禁止)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス事業の管理に当たっては、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対しては、指定居宅介護支援事業の業務に支障を及ぼすおそれがある旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対しては、指定居宅介護支援事業の業務に支障を及ぼすおそれがある旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対しては、指定居宅介護支援事業の業務に支障を及ぼすおそれがある旨の指示等を行ってはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第5項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規程に基づき、市町村が行う調査に協力するとともに、当該市町村からの求めがある場合は、当該市町村からの求めが当該改善の内容を報告しなければならぬ。

4 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国保連合会への申立てに関し、利用者からの苦情に関して、当該市町村からの求めがある場合は、当該市町村からの求めが当該改善の内容を報告しなければならぬ。

5 国民健康保険連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、国民健康保険連合会からの求めがある場合は、当該市町村からの求めが当該改善の内容を報告しなければならぬ。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備置しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者に対する指定居宅介護支援の提供の終了の日から5年間保存しなければならない。

老ホ一ムの設備及び運管の基標準に閣する一条例、熊の本県軽費老人ホ一ムの設備及び運管の基標準に閣する一条例、熊の本県軽費老人ホ一ムの設備及び運管の基標準に閣する一条例、熊の本県軽費老人ホ一ムの設備及び運管の基標準に閣する一条例、熊の本県軽費老人ホ一ムの設備及び運管の基標準に閣する一条例、熊の本県軽費老人ホ一ムの設備及び運管の基標準に閣する一条例、熊の本県軽費老人ホ一ムの設備及び運管の基標準に閣する一条例、熊の本県軽費老人ホ一ムの設備及び運管の基標準に閣する一条例、熊の本県軽費老人ホ一ム

熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。
平成26年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第58号

熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例

- (趣旨)
- 第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。
- (定義)
- 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
- (設備及び運営についての水準の向上)
- 第3条 幼保連携型認定こども園は、その設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。
- (学級の編制の基準)
- 第4条 幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児（幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。）について、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。
 - 2 一の学級の園児の数は、原則として、35人以下とする。
 - 3 学級は、原則として、学年の初めの日の前日における年齢が同じである園児で編制する。
- (職員の数等)
- 第5条 幼保連携型認定こども園には、学級を担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項及び第6項において「保育教諭等」という。）を学級ごとに1人以上置かなければならない。
 - 2 特別の事情があるときは、前項の規定にかかわらず、専任の副園長若しくは教頭が保育教諭等を兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で専任の助保育教諭若しくは講師をもって保育教諭等に代えることができる。
 - 3 掲げる園児の区分に同じ、それぞれ右欄に定める園児数に合わせた数（園長が専任数でない幼保連携型認定こども園にあっては、原則として当該合計した数に1を加えた数。次項において「基準数」という。）以上の園児の教育及び保育（満3歳未満の園児にあっては、その保育。以下この項及び次項において同じ。）に直接従事する職員（副園長若しくは教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものをいう。）を置かなければならない。ただし、当該職員は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人（当該員数が当該園児に係る学級数を下回る場合にあっては、当該学級数に相当する員数）
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人（当該員数が当該園児に係る学級数を下回る場合にあっては、当該学級数に相当する員数）

- 4 障害を有する園児その他の職員の配置を行う上で特別な配慮が必要な園児が利用する場合は、前項の規定により置かなければならない基準数の園児の教育及び保育に直接従事する職員に加え、必要に応じた職員を置かなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができる。
- 6 幼保連携型認定こども園には、保育教諭等及び前項の調理員のほか、次に掲げる職員を置くように努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員

第6条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(位置及び設備の一般的基準)

第7条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、法第2条第7項に規定する目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(園舎及び園庭)

第8条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎の階数は、原則として2以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、3以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が、第1号、第2号及び第6号に掲げる要件に適合するときは2階に、第2号から第8号までに掲げる要件に適合するときは3階以上の階に設けることができる。

- (1) 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）であること。
- (2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号に定める構造の屋内階段（当該建築物の1階から2階までの部分において、屋内及び階段室がバルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める構造を満たすものに限る。）又は同条第3項各号に定める構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 準耐火構造（建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造をいう。）の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号に定める構造の屋内階段又は同条第3項各号に定める構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号に定める構造の屋内階段（当該建築物の1階から3階までの部分において、屋内及び階段室がバルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める構造を満たすものに限る。）又は同条第3項各号に定める構造の屋内階段 2 耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下この表及び第4号において同じ。）の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号に定める構造の屋内階段又は同条第3項各号に定める構造の屋内階段

		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造の屋外階段
避難用	1	建築基準法施行令第123条第1項各号に定める構造の屋内階段（当該建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分において、屋内及び階段室がバルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他の有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものに限る。）又は同条第3項各号に定める構造の屋内階段
	2	耐火構造の屋外傾斜路
	3	建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造の屋外階段

(3) 前号に規定する設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から当該設備のいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

(4) 幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに適合するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分とが耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。）で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(5) 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で仕上げられていること。

(6) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

(8) 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

4 前項ただし書の規定により3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園庭は、園舎と同一敷地内又は隣接する敷地内に設置しなければならない。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数の区分	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

(2) 満3歳未満の園児の数に応じ、次条第2項各号に定める面積を合算した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める面積又は3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積のうちいずれか大きい面積

学級数の区分	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

(2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児の数を乗じて得た面積（設備の基準）

第9条 園舎には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、特別の事情があるときは、第3号の保育室と第4号の遊戯室とを兼ね、又は第1号の職員室と第5号の保健室を兼ねることができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室（満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

- (6) 調理室
- (7) 便所
- (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
 - (1) 前項第2号の乳児室 1. 65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしない園児の数を乗じて得た面積
 - (2) 前項第2号のほふく室 3. 3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくする園児の数を乗じて得た面積
 - (3) 前項第3号の保育室又は同項第4号の遊戯室 1. 98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積
- 3 第1項第3号の保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、満3歳以上の園児に対して第19条に規定する方法により食事を提供する幼保連携型認定こども園の園舎には、同項第6号の調理室を設けなければならない。この場合においては、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う園児の数が20人に満たない場合は、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園の園舎には、同項第6号の調理室を設けなければならない。この場合において必要ならぬ調理設備の提供については当該方法により行うために必要な調理設備を設けなければならない。
- 6 第1項第8号の飲料水用設備は、同号の手洗用設備及び足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 7 第1項各号に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
 - (1) 放送聴取設備
 - (2) 映写設備
 - (3) 水遊び場
 - (4) 園児清浄用設備
 - (5) 図書室
 - (6) 会議室
 （他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準）
- 第10条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができ。ただし、前条第1項第2号の乳児室及びほふく室、同項第3号の保育室、同項第4号の遊戯室並びに同項第7号の便所については、この限りでない。
 - (園具及び教具)
- 第11条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児の数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。
 - (運営の一般原則)
- 第12条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、園児一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
 - 2 幼保連携型認定こども園は、その所在する地域との交流及び連携を図るよう努めなければならない。
 - 3 幼保連携型認定こども園は、園児が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。
 - 4 幼保連携型認定こども園は、園児の保護者及び地域住民に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
 - (非常災害対策)
- 第13条 幼保連携型認定こども園は、非常災害時に備えるため、少なくとも毎月1回、避難訓練及び消火訓練を行わなければならない。
 - 2 幼保連携型認定こども園は、非常災害時には、被災した障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者の受入れに努めなければならない。
 - (差別的取扱いの禁止)
- 第14条 幼保連携型認定こども園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用負担の有無によって差別的取扱いをしてはならない。
 - (虐待等の禁止)
- 第15条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
 - (教育及び保育を行う期間及び時間)
- 第16条 幼保連携型認定こども園における毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回ってはならない。
 - 2 幼保連携型認定こども園における教育に係る標準的な1日当たりの時間（次項において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮しなければならない。
 - 3 幼保連携型認定こども園における保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、

教育時間を含む。)は、原則として、1日につき8時間とする。
 4 前項の教育及び保育の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、幼保連携型認定こども園の園長(以下「園長」という。)がこれを定めるものとする。

(園児の心身の状況に合わせた指導)

第17条 幼保連携型認定こども園は、園児が心身の状況によって履修することが困難な教科について、当該園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(食事)

第18条 幼保連携型認定こども園は、園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園(第6条の規定により当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねる他の学校、社会福祉施設等の調理室を含む。)内で調理する方法により行われなければならない。

2 幼保連携型認定こども園における食事の献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

4 幼保連携型認定こども園における調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 幼保連携型認定こども園は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。

6 幼保連携型認定こども園は、園児の食育の推進に努めなければならない。

(食事の外部搬入の要件)

第19条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、当該幼保連携型認定こども園以外の施設で調理し、搬入することができる。

(1) 幼保連携型認定こども園が園児に対する食事の提供の責任を果たすことができるよう、園長が衛生面、栄養面等に必要と注意を払うことができる体制が整備され、
 ともに、調理業務の受託者との契約において必要な内容が確保されていること。

(2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士による献立等についての栄養の観点からの指導を受けられることができる体制が確保されていること。

(3) 調理業務の受託者が、当該幼保連携型認定こども園における食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に配慮して調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。

(4) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態への対応、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等を考慮し、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じた食事を提供すること。

(5) 食を通じて園児が心身ともに健やかに育成され、豊かな人間性を育む観点から、園児の発育及び発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。

(子育て支援事業の内容)

第20条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を負うこととを基本とし、保護者が子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを目指すことを旨とし、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することと認められる事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。この場合において、当該地域の人材及び社会資源を活用するよう努めるものとする。

2 子育て支援事業の実施に当たっては、専ら当該子育て支援事業に携わる職員を配置しなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第21条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽に励み、法第2条第7項に規定する目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を提供しなければならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第22条 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のためには必要ない措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を傷つける等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第23条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

- 第24条 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育て支援に関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。
（保護者との連絡）
- 第25条 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等について当該園児の保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。
（掲示）
- 第26条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。
（関係市町村、市町村教育委員会等との連携）
- 第27条 幼保連携型認定こども園は、その所在する地域において子どもが健やかに育成されるよう、市町村、市町村教育委員会、民生委員及び児童委員、児童福祉施設等との緊密な連絡及び協力の体制を確保しなければならない。

- 附 則
（施行期日）
- 第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。
（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）
 - 第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年間は、第5条第3項の規定にかかわらず、一部改正法附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の職員の配置については、なお従前の例によることができる。
 - 2 前項のみなし幼保連携型認定こども園の設備については、第8条、第9条及び第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
（幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例）
 - 第3条 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に対する第5条第3項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）
 - 第4条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所に当該幼稚園の設備を用いて設置する幼保連携型認定こども園に対する第8条第3項及び第7項並びに第9条第2項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第3項	第1号、第2号及び第6号に掲げる要件に適合するとき	第1号に掲げる要件に適合し、かつ、園児の待避上必要な設備を備えるとき
第8条第7項第1号	次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める面積又は3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積のうちいずれか大きい面積	次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積
第9条第2項	次の各号	次の各号（第3号を除く。）

- 2 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所に当該保育所の設備を用いて設置する幼保連携型認定こども園に対する第8条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第3項第1号	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）をいう。）
第8条第7項第1号	次の表の左欄に掲げる学級数の区分に	満3歳以上の園児の数に応じ、次条第

6項第1号	応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積	2項第3号に定める面積
第8条第7項第1号	次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める面積又は3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積のうちいずれか大きい面積	3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積

熊本県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第59号

熊本県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例
熊本県認定こども園の認定要件に関する条例（平成19年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第1条中「認定こども園」という。）に改める。
第2条各号列記以外の部分中「それぞれ」を削り、同条第1号を削り、同条第2号イ中「認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号）第1条各号に掲げる施設を除く。）をいう。以下同じ。）」を「保育機能施設」に改め、同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同条第3号を同条第3号とする。

第2条の2第1号中「の教育課程その他、保育内容」を削り、「定めるもの」を「定める事項」に、「児童福祉法第39条第1項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども福祉法第39条第1項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該保育を必要とする子ども」に、「同法」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に、「実施」を「利用」に改め、同条第4号中「第15条」を「第14条」に改める。

第2条の3第1号中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同条第2号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改め、同条第3号中「第15条」を「第14条」に改める。

第3条第1項中「認定こども園には、」の次に「当該認定こども園における」を、「掲げる」の次に「子どもの」を加え、「の保育」を「を合計した数以上の教育及び保育（満3歳未満の子どもについては、その保育。以下この項において同じ。）」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「教育及び」を加え、同項の表を次のように改める。

子どもの区分	教育及び保育に従事する者の数
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき1人
満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人

第3条第2項中「満3歳以上の子どもについて、短時間利用児及び長時間利用児」を「教育時間相当利用児（満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するものをいう。）及び教育・保育時間相当利用児（満3歳以上の子どもであって、保育所と同様に1日に8時間程度利用するものをいう。次条第4項において同じ。）」に改める。

第4条第1項中「に満たない」を「未満の」に改め、同条第2項中「子どもの」の次に「教育及び」を加え、同条第4項中「満3歳以上の子どものうち」を削り、「長時間利用児」を「教育・保育時間相当利用児」に改める。

第5条第1項中「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同項第1号中「教育機能及び保育機能」を「教育及び保育」に改め、同条第2項本文中「に満たない」を「未満の」に改め、同項ただし書中「幼保連携型認定こども園、」を削り、「に満たない」を「未満の」に改め、同項の表を次のように改める。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)

第5条第4項ただし書中「幼保連携型認定こども園、」を削り、同条第5項ただし書中「幼保連携型認定こども園又は地方裁量型認定こども園」を「、地方裁量型認定こども園」に改め、同項第2号中「に満たない」を「未滿の」に改め、同号の表を次のように改める。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)
3学级以上	400 + 80 × (学級数 - 3)

第5条第9項中「に満たない」を「未滿の」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「はぐくむ」を「育む」に改め、同項の次に次の1項を加える。
 9 第7項本文の規定にかかわらず、認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う子どもの数が20人に満たない場合は、当該食事の提供を行う認定こども園には、同項の調理室を設けないことができる。この場合においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を設けなければならない。
 第9条第2項中「就学前教育」を「小学校就学前教育」に改め、同条第3項中「幼保連携型認定こども園及び」を削り、「第2条第2号イ」を「第2条第1号イ」に改め、「、保育所」を削り、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改める。
 第10条の見出しを「（教育及び保育の時間、開園日数並びに開園時間）」に改め、同条第1項中「保育に欠ける子どもの保育時間」を「保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間」に改め、同条第2項中「保育に欠ける子ども」を「保育を必要とする子ども」に改め、「対する」の次に「教育及び」を加える。
 第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

- この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。
- この条例の施行の際現に存する改正後の第1条に規定する認定こども園の職員の配置については、この条例の施行の日から起算して5年間は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第60号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「必要に応じ」を削り、「保育の実施」を「保育の提供、法第24条第5項の規定による措置若しくは同条第6項の措置」に、「について、当該医師の勧告を受けなければ」を「をとる必要があると当該医師が認める場合にはその旨の勧告をするよう求めなければ」に改める。

第16条中「児童福祉施設」の次に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 保育所は、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。
 - 保育所の目的及び運営の方針
 - 提供する保育の内容
 - 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 保育を行う日及び時間並びに保育を行わない日
 - 保護者から受領する費用の種類及び支払を求める理由並びにその費用の額
 - 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
 - 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
 - 緊急時等における対応方法
 - 非常災害対策
 - 虐待の防止のための措置に関する事項
 - その他保育所の運営に関する重要事項

第43条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第44条第5項各号列記以外の部分中「次の」を削り、同項第2号の表2階の部避難用の項中「規定する構造」を「定める構造」に改め、同表3階の部避難用の項中「をいう」の次に「以下この表及び」を加え、同表4階以上の部避難用の項設備の欄を次のように改める。

1 建築基準法施行令第123条第1項各号に定める構造の屋内階段（当該建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分において、屋内及び階段室がバルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1
--

号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他の有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める構造を満たすものに限る。)又は同条第3項各号に定める構造の屋内階段

2 耐火構造の屋外傾斜路

3 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造の屋外階段

第46条第2項中「(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。第51条及び第52条において「就学前保育等推進法」という。)第7条第1項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下この項において「認定保育所」という。)にあっては、幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に1日に4時間程度利用する幼児(「短時間利用児」という。以下この項において同じ。)おおむね35人につき1人、1日に8時間程度利用する幼児(以下この項において「長時間利用児」という。)おおむね20人につき1人、」を「及び」に改め、「(認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人、長時間利用児おおむね30人につき1人)」を削る。

第51条及び第52条を次のように改める。

第51条及び第52条 削除

第117条第2項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に改める。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とし、附則第5条から附則第9条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。ただし、第43条及び第117条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第61号

熊本県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

熊本県子ども・子育て会議条例(平成25年熊本県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第4項」の次に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)

第25条」を加える。

第2条中「事務」の次に「及び認定こども園法第25条に規定する事務」を加える。

第5条第2項中「会議」を「子ども・子育て会議」に改める。

第6条に次の1項を加える。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

附則に次の1項を加える。

2 第2条の規定にかかわらず、子ども・子育て会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第9条に規定する準備行為のうち同法による改正後の認定こども園法第17条第3項の規定によりその権限に属せられた事項に係る事務を処理することができる。この場合において、子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第62号

熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例(昭和34年熊本県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」

に、「女子が、」を「女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子が」に改める。
 (熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)
 第2条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。
 別表第27号事務の欄中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「(同法第32条第1項において準用する場合を含む。)」を「及び第32条第1項」に改め、「による」の次に「貸付金の」を加える。
 第3条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
 別表第27号事務の欄中「第13条第1項」の次に「、第31条の6第1項」を加える。
 (熊本県住民基本台帳法施行条例の一部改正)
 第4条 熊本県住民基本台帳法施行条例(平成14年熊本県条例第44号)の一部を次のように改正する。
 別表第2の5の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第32条第5項」を「第32条第6項」に改める。
 附 則
 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成26年11月1日から施行する。

熊本県薬事審議会設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成26年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第63号

熊本県薬事審議会設置条例等の一部を改正する条例
 (熊本県薬事審議会設置条例の一部改正)
 第1条 熊本県薬事審議会設置条例(昭和36年熊本県条例第55号)の一部を次のように改正する。
 第1条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。
 (熊本県少年保護育成条例の一部改正)
 第2条 熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)の一部を次のように改正する。
 第4条中「それぞれ」を削り、同条第8号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改める。
 (熊本県食の安全安心推進条例の一部改正)
 第3条 熊本県食の安全安心推進条例(平成17年熊本県条例第22号)の一部を次のように改正する。
 第2条第1号中「すべて」を「全て」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び同条第2項」を「、同条第2項」に改め、「医薬部外品」の次に「及び同条第9項に規定する再生医療等製品」を加える。
 第17条第2号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「禁止された医薬品」の次に「又は再生医療等製品」を加える。
 (熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
 第4条 熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第73号)の一部を次のように改正する。
 第19条第6号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。
 附 則
 この条例は、平成26年11月25日から施行する。

熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成26年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第64号

熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例
 熊本県育英資金貸与基金条例(昭和47年熊本県条例第27号)の一部を次のように改正する。
 第10条第4号を削る。
 第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。
 (延滞利息)
 第13条 知事は、育英奨学生が育英資金を履行期限までに返還しなかったときは、当該履行期限が到来した育英資金の返還債務を履行しない期間が6月を超えるごとに当該履行期限が到来した育英資金の返還債務の額に6月につき2.5パーセントの割合で計算

した金額を延滞利息として徴収するものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第10条及び第13条の規定は、平成26年4月1日以後の期間に対応する延滞利息について適用する。
- 2 平成26年3月31日以前の期間に対応する延滞利息については、なお従前の例による。

熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第65号

熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部を改正する条例
熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和49年熊本県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「年10.95パーセント」を「年5パーセント」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条第1項の規定は、平成26年4月1日以後の期間に対応する延滞金について適用する。
- 2 平成26年3月31日以前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第66号

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例
熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例（平成22年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条中「5パーセント」を「2.5パーセント」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第10条の規定は、平成26年4月1日以後の期間に対応する延滞利息について適用する。
- 2 平成26年3月31日以前の期間に対応する延滞利息については、なお従前の例による。